

座間中学校地域交流協議会規約

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

本会は、座間中学校地域交流協議会（以下「本会」という）と称する。

第 2 条 (会 員)

本会は、以下の者で構成する。

連合自治会長、自治会長、青少年指導員、青少年補導員、保護司、民生委員、座間中 P T A 歴代役員と現役員、およびその他必要と認めるもの。

第 3 条 (事務局)

本会の事務局は、座間中学校におく。

第 2 章 目 的

第 4 条 (目 的)

本会は、地域と学校との関係を一層緊密にし、互いに協力しながら生徒の心身の健全な発達をはかるとともに、会員相互が広く研鑽を深め、地域の教育的環境の整備をはかることを目的とする。

第 3 章 事 業

第 5 条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域と座間中学校との交流。
- (2) 地域の教育的諸問題の協議および具体的解決。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業。

第 4 章 役 員

第 6 条 (役 員)

- (1) 役員は、会員の中から **役員会が推薦し、総会において承認を得る**。
- (2) 本会に顧問および相談役をおくことができる。

第 7 条 (役員の種類)

本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名 (内 1 名は座間中現 P T A 会長)
- (3) 会計 1 名
- (4) 会計監査 2 名
- (5) 委員
- (6) 事務局 若干名
- (7) 顧問および相談役

第 8 条 (任務分掌)

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計を掌握する。
- (4) 会計監査は、本会の会計監査を行う。
- (5) 委員は本会の運営に協力する。
- (6) 事務局は本会の事務を執り行う。

第 9 条 (任 期)

役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第 5 章 会 議

第 10 条 (会議の種類)

本会の会議は、総会、役員会とする。

第 11 条 (招 集)

役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

総会は年1回会長が招集し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 6 章 会 計

第 12 条 (会計年度)

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第 13 条 (収 入)

本会の収入は、次の通りとする。

(1) 会費 (2) 寄付金 (3) その他

第 14 条 (会 費)

本会の会費は、会員ひとり年間1、000円とする。

第 7 章 表彰及び慶弔・見舞い

第 15 条 (表彰及び慶弔・見舞い)

- 1 本会会員として功績顕著と認めた場合は、退任の際、表彰又は謝意を表すことができる。
- 2 会員又は本会に関係のある者の慶弔その他の事柄に際して、その意を表すことができる。
- 3 1、2の項目については三役で協議し、決定する。

第 8 章 付 則

1 規約の改廃

役員会は、この規約を実施するに当たって必要がある場合には、規約を改廃することができる。

2 本会の活動が、目的とは違ってきた場合は活動を停止する。

3 施行日

本規約は、平成10年 4月 1日から施行する。

平成14年 6月14日 一部改正

平成16年12月11日 一部改正

平成21年 6月12日 一部改正

平成22年 6月11日 一部改正